

6 まちづくり推進重点地区

(1) まちづくり推進重点地区におけるまちづくり

拠点性の向上やまちづくりの課題解決の必要性が高い地区として「まちづくり推進重点地区」を設定し、まちづくり施策を集中的に実施します。これにより効果的な都市施策の実現を図るとともに、地域全体への波及を図ります。

(2) まちづくり推進重点地区における取り組みの方向性

● 開発需要の高い地区

民間事業者によるまちづくりへの積極的な参画を誘導

● 開発需要の低い地区

地権者等の機運醸成に行政が積極的に関わることにより、民間の参画を誘導

まちづくりを進める地区の特性に応じて、行政や民間など、多様な主体によるまちづくりへの関わり方を、地区ごとに検討する必要性

まちづくり推進重点地区



※具体的な重点施策の可能性については、地域の状況に応じて随時見直していきます。